

下川町が本籍地の方へ

戸籍に記載される振り仮名の通知

皆さんのお手元にハガキが届いています ハガキに書いている振り仮名が 正しければ手続きは不要です

◎本籍地の市区町村長から通知があります

この通知は本籍地の自治体（※）から送付されます。

通知の振り仮名が正しい場合、届出は不要です。

（通知に記載された振り仮名が令和 8 年 5 月 26 日以降に戸籍へ記載されます。）

（※） 令和 7 年 5 月 26 日以降に転籍等で異動された方は、従前の本籍より通知されます。

◎ハガキは、お住まいの住所に送られています

同じ戸籍にあっても別の地域にお住まいの方には、
それぞれの住所にハガキが送られています。



◎氏名の振り仮名の届出

通知の振り仮名がご自身の認識と違っている場合は必ず届出をしてください。

届出の方法は、①マイナポータルによる届出、②窓口・郵送での届出があります。

詳しくは、ハガキの「振り仮名の届出の方法について」をご確認ください。

◎その他

ハガキの通知は、令和 7 年 5 月 26 日を基準として 8 月 12 日にデータを作成しています。この前後に戸籍の届出をして変動があった方については、通知に反映されていないことがありますので、ご承知ください。

【参考・お問い合わせ】

法務省ホームページ：「戸籍にフリガナが記載されます」<https://www.moj.go.jp>

振り仮名コールセンター：0570-05-0310 受付 8：30～17：15

役場町民生活課総合窓口係：Tel 01655-4-2511 内線 116・117